

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金算定要領

□新築

戸建住宅（法第6条第1項第1号の審査）料金表

（税込/単位・円）

戸建住宅			長期優良住宅単独審査の場合	左記審査建築物の建築確認を他機関に申請する場合（行政庁に申請又は、確認申請不要の場合は適用しない）	設計住宅性能評価併願審査の場合
	標準		38,500	左記料金の1.1倍	5,500
	住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証等による申請		27,500	左記料金の1.1倍	5,500

共同住宅等（法第6条第1項第1号の審査）料金表

（税込/単位・円）

共同住宅等	(表中のMは1棟当たりの戸数)		長期優良住宅単独審査の場合	設計住宅性能評価併願審査の場合
	一棟当たりの戸数	～ 5		$44,000 + M \times 9,900$
6 ～ 10			$55,000 + M \times 8,800$	$2,200 + M \times 5,500$
11 ～ 25			$60,500 + M \times 7,700$	$22,000 + M \times 3,300$
26 ～ 50			$71,500 + M \times 7,700$	$33,000 + M \times 3,300$
51 ～ 100			$154,000 + M \times 6,600$	$88,000 + M \times 2,200$
101 ～			別途見積	別途見積
	住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証等による申請の場合（25戸まで）		$44,000 + M \times 5,500$	$3,300 + M \times 1,100$

* 審査建築物の建築確認を他機関に申請する場合は上記表の1.1倍の額とする。ただし、行政庁に申請又は、確認申請不要の場合は適用しない

その他

（税込/単位・円）

他機関による設計評価書がある場合	11,000
限界耐力計算等の特別な計算方法による場合	別途料金を加算する
所管行政庁の依頼により法第6条第1項第1号以外の審査が追加される場合 (設計住宅性能評価併願審査の場合は加算しない)	戸建住宅 5,500 共同住宅等 11,000
併用住宅は戸建住宅の料金表による	
長屋は共同住宅等の料金表による	
一定期間内に当センターが定めた件数以上の審査依頼があった場合の割引適用有	
センターと申請者等が別途協議により、公平に審査料金の設定を行うことができる。	

■変更技術的審査の料金

直前の技術的審査を当センターが行っている場合は、1回の変更につき、上記料金表の2分の1の額とする。(ただし、内容によっては別途見積とする。)

□増築・改築

戸建住宅（法第6条第1項第1号の審査）料金表

(税込/単位・円)

戸 建 住 宅		長期優良住宅単独審査の場合	左記審査建築物の建築確認を他機関に申請する場合（行政庁に申請又は、確認申請不要の場合は適用しない）
	標準 * 1	60,500	左記料金の1.1倍
	評価書等（耐震性の審査が省略できるもの）有り * 2	49,500	左記料金の1.1倍

共同住宅等（法第6条第1項第1号の審査）料金表

(税込/単位・円)

共 同 住 宅 等	(表中のMは1棟当たりの戸数)		長期優良住宅単独審査の場合
	一 棟 当 た り の 戸 数	～ 5	66,000+ M×11,000
		6 ～ 10	82,500+M×9,900
		11 ～ 25	93,500+M×8,800
		26 ～ 50	110,000+M×8,800
		51 ～ 100	231,000+M×7,700
		101 ～	別途見積

* 審査建築物の建築確認を他機関に申請する場合は上記表の1.1倍の額とする。ただし、行政庁に申請又は、確認申請不要の場合は適用しない。

* 1 耐震性がH27 国住指第 3435 号別表 2 に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻暦応答解析における方法を除く）などをいい、それ以外は別途見積りとする。

* 2 耐震性に係るリフォーム計画である場合、「評価書等有り」は適用できない。

その他

(税込/単位・円)

限界耐力計算等の特別な計算方法による場合	別途料金を加算する
所管行政庁の依頼により法第6条第1項第1号以外の審査が追加される場合	戸建住宅 5,500 共同住宅等 11,000
併用住宅は戸建住宅の料金表による	
長屋は共同住宅等の料金表による	
一定期間内に当センターが定めた件数以上の審査依頼があった場合の割引適用有	
センターと申請者等が別途協議により、公平に審査料金の設定を行うことができる。	

■変更技術的審査の料金

直前の技術的審査を当センターが行っている場合は、1回の変更につき、上記料金表の2分の1の額とする。(ただし、内容によっては別途見積とする。)

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。